

## 19外部監査公表第3号

地方自治法第252条の38第6項の規定により，平成19年6月27日に福岡市長から包括外部監査人による監査の結果に対する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成19年8月23日

福岡市監査委員	妹尾俊見
同	市木 潔
同	竹本忠弘
同	福田 健

### 1 監査報告と措置の件数

13 外部監査公表第1号(平成13年4月5日付 福岡市公報第4873号(別冊)公表)分  
港湾局の会計について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件

14 外部監査公表第1号(平成14年4月15日付 福岡市公報第4968号(別冊)公表)分  
高速道路事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件

15 外部監査公表第1号(平成15年4月17日付 福岡市公報第5063号(別冊)公表)分  
廃棄物処理行政及び環境保全対策等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3件

16 外部監査公表第1号(平成16年4月22日付 福岡市公報第5160号(別冊2)公表)分  
農林水産局の事業等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7件

17 外部監査公表第1号(平成17年4月28日付 福岡市公報第5255号(別冊)公表)分  
(1)テーマ1 水道局の事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2件  
(2)テーマ3 総務企画局情報化推進室に係る財務事務の執行について・・・・・・ 3件

### 2 講じた措置の内容

以下のとおり

13 外部監査公表第 1 号 (平成 13 年 4 月 5 日付 福岡市公報第 4873 号(別冊)公表)

1 港湾局の会計について

監査の結果	措置の状況
<p>市全体のその他の休職出向の市職員のありかたについて検討されることが望まれる。 (総務企画局)</p>	<p>職員の派遣は、団体の事業執行又は行政運営上必要な場合においてポストごとに行っているものであり、年齢に着目した派遣については対応困難である。職員派遣のあり方については、外郭団体改革の動きと連携をとりながら、検討や見直しを行うこととした。</p>

14 外部監査公表第 1 号 (平成 14 年 4 月 15 日付 福岡市公報第 4968 号(別冊)公表)

1 交通局

監査の結果	措置の状況
<p>第 4 特殊勤務手当の見直しについて 深夜業務の困難さ、不健康さを 3 つの側面から把握するというところに理解はできるが、すべて併給されてよいものかどうか疑問が残る。 他の自治体の、特殊勤務手当の現状を、京都市、神戸市について調べたところ、夜間業務手当と類似する手当は、京都市、神戸市では運転手等に限定されているケースも見られる。職務の内容を再度吟味し、その中で解消していく方法も考えられるわけであるから、手当の統合見直しが望ましいと考える。</p>	<p>特殊勤務手当の見直しについては、平成 19 年 4 月 1 日から、社会状況の変化を踏まえ全般的に廃止等の措置を講じる中で、深夜の業務に係る手当についても長時間拘束勤務手当を廃止することとした。</p>

15 外部監査公表第 1 号 (平成 15 年 4 月 17 日付 福岡市公報第 5063 号(別冊)公表)

1 環境局

監査の結果	措置の状況
<p>3 - 3 環境局と(財)福岡市くらしの環境財団及び(株)都市環境との関係と問題点 (2) 福岡市と(財)福岡市くらしの環境財団及び(株)都市環境との取引の問題点 福岡市 100% 出資の外郭団体 2 社に留保された多額の余剰金は、し尿収集業務が毎年減少していくという不安定な業務であることから将来的に職員の</p>	<p>(財)福岡市くらしの環境財団と(株)都市環境は、平成19年4月1日に統合し、財団法人福岡市くらしの環境財団は「財団法人ふくおか環境財団」に名称を変更して存続させ、株式会社都市環境は平成19年3月末で解散している。 また、両団体が保有する資産のうち、統合後の新財団法人の運営等に必要な資産については、新財団法人が引き継ぐこととする。</p>

<p>退職金を確保する必要があるため、内部留保を行ってきたとのことであるが、十分な退職金財源はすでに手当てされている。従って、この多額の余剰金についてどう処理するのが問題である。</p> <p>今後の両者の経営のあり方について検討し将来の経営計画の中で多額の余剰金の処理方法と職員の雇用維持のための特命随意契約による業務委託の継続について明確な指針を示すべきである。</p>	<p>なお、上記資産のうち、株式会社都市環境から移転しなければならない資産については新財団法人へ寄付するものとし、それ以外の資産については、本市に寄付及び分配する。</p>
<p>西部リサイクルプラザの管理及び運営等業務委託について</p> <p>西部リサイクルプラザの委託料のうち、人件費 36,850 千円を管理運営に係る金額と企画運営に係る金額に分ける。管理運営に必要な人員を臨海リサイクルプラザと同様に総括責任者 1 名、職員 2 名と仮定すると、西部リサイクルプラザの企画運営業務は職員 4 名体制で行っていることになる。その年間人件費は 5,055,599 円 / 年 × 4 名 = 20,222 千円となる。これに事業費の 18,106 千円を加算すると西部リサイクルプラザの企画運営費の総額は 38,328 千円になる。これと臨海リサイクルプラザの企画運営費の総額 19,191 千円と比較すると、19,137 千円西部リサイクルプラザは高いことにもなり、もし、西部リサイクルプラザについても N P O 法人に委託すれば、委託料を削減できることになる。ただし、この試算は単純なコスト面だけの試算であり、N P O 法人の管理能力の十分性やボランティアスタッフの日当の妥当性等その他検討すべき課題はある。</p>	<p>西部リサイクルプラザについては、平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、指定管理者による管理運営を行うことで、サービスの向上や経費削減を図っている。</p> <p>なお、平成 18 年度から平成 21 年度の 3 年間は公募によらず外郭団体を指定管理者として指定しているが、平成 22 年度以降は指定管理者を外郭団体だけでなく民間企業や N P O 法人などを含め公募により選定する予定である。</p>
<p>(テーマ 2)</p> <p>2 - 9 . その他の監査項目</p> <p>(2) 未払法人税等の計上額について</p>	<p>平成 18 年度は当年度の法人税等のみを未払法人税として計上している。</p> <p>なお、平成 19 年 3 月末で(株)都市環境</p>

<p>(株)都市環境における未払法人税等の計上額について</p> <p>未払法人税等の計上額について検討した。監査の結果、会社は翌期の中間納付見込額も含めて未払計上している。当年度の負担に属すべき法人税等についてのみ未払計上することが望ましい。</p>	<p>は解散している。</p>
--	-----------------

16 外部監査公表第 1 号 (平成 16 年 4 月 22 日付 福岡市公報第 5160 号(別冊 2)公表)

1 農林水産局関係

監査の結果	措置の状況
<p>1 - 6 . 農業施設維持課 ( ( 4 ) 農業施設維持課発注工事について )</p> <p>福岡市は、入札参加業者の指名において地場業者(福岡市内業者)を優先させており、また、公共工事の受注を望む業者は指名業者の登録にあたり業種別、等級別(主要 7 業種のみ)に区分されるため、入札指名対象の業者数は限られることになる。このため、指名業者が固定化される傾向となって表れており、現状の入札制度において競争性が十分に発揮されていない要因の一つとなっていると考えられる。競争性を高めるような入札制度の導入及び運用が望まれる。</p> <p>(農林水産局)</p>	<p>平成 17・18 年度の登録認定において、受注機会の拡大や地場業者間の競争力の向上を図っていくための方策として、等級区分の縮小、廃止及び発注標準額の見直しを行った。</p>
<p>- 2 . 水産部 2 - 1 . 水産振興課・魚滓処理事業推進担当</p> <p>福岡市は、業者指名に際し市内業者を優先させることをその方針としているが、当該方針は市内業者数が限られる工種の場合、結果として入札参加業者を固定化することにつながっている。入札参加業者数が固定化される状況下では談合等の弊害を生じやすい。競争性を高めるような入札制度の導入及び運用が望まれる。</p> <p>(農林水産局)</p>	<p>平成 17・18 年度の登録認定において、受注機会の拡大や地場業者間の競争力の向上を図っていくための方策として、等級区分の縮小、廃止及び発注標準額の見直しを行った。</p>
<p>2 - 2 . 漁港課</p>	<p>平成 17・18 年度の登録認定において、受</p>

<p>(漁港整備工事について)福岡市は、業者指名に際し市内業者を優先させることをその方針としているが、当該方針は比較的規模の大きな港湾整備工事のように市内業者に限られる工種の場合、結果として入札参加業者を固定化することにつながっている。入札参加業者数が固定化される状況下では談合等の弊害を生じやすい。競争性を高めるような入札制度の導入及び運用が望まれる。</p> <p>(農林水産局)</p>	<p>注機会の拡大や地場業者間の競争力の向上を図っていくための方策として、等級区分の縮小、廃止及び発注標準額の見直しを行った。</p>
<p>(第一部 テーマ1)</p> <p>農林水産局の一般会計に係る財務事務の執行について</p> <p>福岡市の入札制度に関する意見</p> <p>指名競争入札及び公募型指名競争入札を実施するにあたっては、等級区分の廃止又は簡素化を図るなど指名要件や公募要件を緩和し、より多数の業者が入札に参加できるようにして、競争性を高めるべきである。</p> <p>(財政局)</p>	<p>平成 17・18 年度の登録認定において、受注機会の拡大や地場業者間の競争力の向上を図っていくための方策として、等級区分の縮小、廃止及び発注標準額の見直しを行った。</p>
<p>3 - 5 . 西部市場塵芥搬出業務委託について</p> <p>平成 14 年度西部市場塵芥搬出業務委託(業務委託料 10,018 千円)の契約内容及び支払手続について検討した。検査の結果、当初の契約額どおりの定額をもって支払っている。現在、塵芥処理業者と交渉中とのことであるが、従量制による支払契約に是正する必要がある。</p> <p>(農林水産局)</p>	<p>従量制の実施にあたって、西部市場においてはゴミ袋の規格が 70 リットルと 50 リットルの 2 種類があり、従量制にするためには、50 リットル規格に統一する必要がある。(環境局が定めた料金が 50 リットルまで 217 円 / 袋 (H18.6.1~))</p> <p>このことについて、塵芥搬出業者及び市場関係業界と協議を重ねた結果、平成 17 年 10 月から 50 リットル袋の 1 種類に統一した。</p> <p>また委託料の支払については、ゴミ袋の規格を 50 リットルに統一したことを受け、平成 18 年 4 月から、従来の定額支払い(総量制)から搬出ゴミ袋数の実績による単価契約に変更し、従量制による支払契約とした。</p>
<p>(第三部 テーマ3)</p> <p>- 4 . 公社の福岡魚滓処理対策協議会か</p>	<p>平成 18 年度から公社の運営経費を基に、処理単価を算出することとし、負担金額を</p>

<p>らの魚滓共同処理受託収入について  (3) 魚滓共同処理受託収入の問題点  1 市町あたりの処理コスト負担が公社の収支赤字に対して低すぎる。受託料は、平成 10 年度の公社の収支不足を魚滓の処理量で除した単価 4.97 円 / kg に協議会全体年間魚滓排出量を乗じて算定されている。平成 10 年度以降の受託料の算定において、単価 4.97 円 / kg はそのまま据え置かれている。この単価を平成 14 年度の公社の収支実績（新魚滓処理施設整備事業経費を除く）で算定すれば、15.02 円 / kg である。約 3 倍のコスト負担を他都市に依頼してよいはずである。他都市に応分のコスト負担を求める必要がある。  (農林水産局)</p>	<p>見直した。</p>
<p>(水産加工センターの)運営主体を決めてから工事の進行を図るべきである。  (農林水産局)</p>	<p>平成 14 年 1 月の魚滓処理施設再整備事業の基本方針に基づき、水産加工センターを建設した。平成 17 年 3 月完成。</p>

17 外部監査公表第 1 号（平成 17 年 4 月 28 日付 福岡市公報第 5255 号(別冊)公表）

1 水道局

(第一部 テーマ 1)水道事業会計及び工業用水道事業会計に関する財務事務の執行について

監査の結果	措置の状況
<p>- 11. 有形固定資産の管理について  (1) 水質試験所  2) 固定資産番号 730138 -05600 のガスクログラフィについて  現物実査をしたところ、当該資産はなかった。使用できなくなったため除却したとのことである。福岡市水道局会計規程第 87 条では、「各課長は、固定資産を除却しようとする場合は、次の事項を記載し、関係各課長を経て管理者の決裁を受けなければならない。」となっているが、</p>	<p>除却手続きについては、福岡市水道局会計規定に則り平成 17 年度末に完了した。  また、所属職員に同規定に基づき有形固定資産の適正管理を行うよう研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>除却を行うために必要な管理者の決裁は受けていない。会計規則に則った除却手続きを実施すべきである。</p>	
<p>- 11. 有形固定資産の管理について (2) 多々良浄水場 1) 多々良浄水場が管轄する土地について 固定資産台帳と土地(上水)所管課施設別集計表(いわゆる土地台帳)との照合を行ったところ、松崎浄水場の土地について照合できなかった。不一致がないよう整備すべきである。</p>	<p>松崎浄水場の土地については、調査、確認をおこない不一致がないように整備した。</p>

## 2 総務企画局

### (第三部 テーマ3) 総務企画局情報化推進室に係る財務事務の執行について

監査の結果	措置の状況
<p>- 4. 情報セキュリティ対策について (2) - 2) 情報システム及び情報資産を不正アクセス等から適切に保護するための技術的な対策について a. 開発用端末のユーザIDは、人事発令をもとに決裁書を作成して登録されているが、パスワードが設定されていない。開発用端末は、ホストコンピュータのOSにログオンして本番データ等にアクセスしたり本番ジョブを実施することが可能であり、権限のない担当者によるオペレーション(なりすまし)やこれによる情報漏洩の危険性があるため、パスワードを設定すべきである。</p>	<p>パスワードの設定は平成18年度に実施した。</p>
<p>ワークテープの管理 ワークテープは、作業室内に整理されていない状態で置かれており、何本あるのかも把握されていない。磁気テープの管理について、「情報システム化事務処理要領」に、「磁気テープ保</p>	<p>ワークテープの管理台帳を作成し、ワークテープの本数が確認できるように改善した。 また、ワークテープだけでなく、本番用テープ及び開発用テープを含む使用開始から廃棄までを管理する管理規定の整備及び</p>

<p>管室に保存し，保存世代経過後は，ワークテープにする」と規定されているのみで，ワークテープをどのように管理すべきかが規定されていない。管理規程を整備し，定期的に棚卸を実施するなど，改善する必要がある。</p>	<p>磁気テープ台帳システムを整備した。</p>
<p>- 5 . 電子計算機の賃貸借契約について 電子計算機( オンライン端末機器等 )の賃貸借契約</p> <p>c . 特命随意契約理由について 電子計算機 ( オンライン端末機器等 ) の賃貸借契約を特命随意契約とした理由は，「昭和 41 年に電子計算機を導入した際に機種選定委員会で富士通株式会社製造の電子計算機を採用し，引続き同社製造の電子計算機を使用しており，今後他のメーカーの機種に変更した場合には，電子計算機の安定した稼働が維持できず，本市の行政運営に著しい支障が生じるおそれがあること」である。</p> <p>しかしオンライン端末は，パソコンにエミュレータソフト ( ホストコンピュータの端末として仮想的に動作させるためのソフトウェア ) をインストールして動作させるものであり，富士通 ( 株 ) 製ではなく，他社製のウィンドウズパソコンでも利用可能であると考えられる。</p> <p>また，エミュレータソフトも，サードベンダー製が存在し，利用することが可能である。特命随意契約とする必要性について再検討する必要がある。</p>	<p>富士通 ( 株 ) 製ではなく，他社製のウィンドウズパソコンでも利用可能なオンライン端末については，機種指定はせず機器仕様を指定した指名競争入札で調達することとし，平成 17 年 12 月の導入分から実施した。</p> <p>サードベンダー製のエミュレータソフトについては，平成 19 年度導入分からオンライン業務の所管課の了承が得られるものについては，富士通製と同等機能を有するサードベンダー製の導入を可能とすることとした。</p>